平成２９年（フ）第１７号
千葉県館山市安東448番地
破産者　須藤　久美
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３２９５号
東京都北区王子本町２丁目４番10号
破産者　有限会社アパレル・ファイブ
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７６号
東京都大田区大森中２丁目15―５―302
破産者　釣船　哲郎
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１６号
東京都江戸川区平井７丁目34―30―301、開始決定時の住所東京都足立区小台１丁目13―26
破産者　小谷田豊和こと　康　　豊和
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０１１号
東京都板橋区徳丸４丁目30―13
破産者　和田名　剛
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０１２号
東京都葛飾区東新小岩８丁目39―２
破産者　鈴木　康夫
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０１３号
東京都葛飾区東新小岩８丁目39―２
破産者　鈴木ひろ子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０３０号
東京都新宿区大久保３丁目10―１―1204、開始決定時の住所東京都新宿区築地町10―402
破産者　田之口美男
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０４８号
東京都足立区谷中５丁目10―14　コーポ富沢第一201
破産者　加藤　節子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１０２号
東京都大田区南蒲田３丁目10―24
破産者　外山　直子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１０３号
東京都江東区塩浜２丁目29―２―106
破産者　石井　明美
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１０７号
東京都大田区北嶺町14―９―201、住民票上の住所東京都大田区北嶺町14―９
破産者　秋場ゆかり（旧姓中村）
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４９８号
東京都板橋区大山金井町53―10―305
破産者　奥村　健治
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６０４号
東京都台東区日本堤２丁目39―４―509
破産者　池田　顕之
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８３４号
東京都調布市国領町５丁目43番32号
破産者　株式会社ＳＯＹ
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９２９号
東京都渋谷区渋谷４丁目２番22号　ヴィラージュ青山203、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷４丁目２番22号
破産者　有限会社オフィスゼロ
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９９１号
千葉県山武市姫島519番地２
破産者　ピイ．シイ．スチール株式会社
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９９２号
東京都江東区大島４丁目１―６―1324
破産者　板倉　久夫
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０１３号
東京都台東区東上野３丁目８番７号
破産者　株式会社クオン・サポート
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０２０号
東京都港区六本木４―８―７　六本木三河台ビル
破産者　株式会社ＧＩＳソリューション
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０２１号
埼玉県越谷市大字大林441―１―202
破産者　磯川　　実
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部